

会員によるイベント情報等の ML 配信等に関する規程

1. この規程は、会員から掲載申出のあったイベント情報などをメーリングリスト（以下「ML」とする）で配信する場合の判断基準及び手続等を示す。
2. 配信するイベント情報の区分
 - (1) 会員が主催／共催するイベント、もしくはそれに準ずるイベント
 - (2) 会員が所属する学術的な研究活動を行う団体によるイベント
3. イベントの種類
イベントは、学術的な目的のイベント（講演会、シンポジウム、講習会等）とする。ただし、上記イベントの開催を本業としている者が主催するイベントについては、対象外とする。
4. 配信の手続き
 - (1) 配信を希望する会員は、広報委員会に電子メールで配信依頼を行う。その際、以下の事項を明示する。
 - ① イベントの題目
 - ② 実施日時
 - ③ イベントの概要
 - ・ 主催／共催
 - ・ イベントの趣旨
 - ・ 学術的な研究イベントであること
 - ④ 問い合わせ先（イベントの主催者等）
 - (2) 配信の可否については広報委員会等における協議を経て、配信の可否を審議した後、学会事務局により会員に配信する。
 - (3) 配信までに 1 週間～2 週間の時間を要するので、余裕を持って連絡をすること。
5. 配信手続等に関する細則
広報委員会は、配信手続、内容に関する詳細について、細則を定めることができる。
6. その他
 - (1) この規程は、広報委員会による協議を経て、理事会の承認により変更することができる。
 - (2) この規程は、2023 年 3 月 29 日から施行する。